3-2. 生物多様性条約名古屋議定書に関する政府間委員会第1回会合

はじめに

2010年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約(CBD)の第10回締約国会議(COP10)において、「遺伝資源へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」(略称「名古屋議定書」)が採択された。そして、COP10では、名古屋議定書に関する政府間委員会(ICNP)の設置、及び次回締約国会議(COP11、2012年)までのその開催と議題が決定された(Decision X/1)(表1)。

第1回会合 (ICNP-1) は2011年6月5~10日、カナダ・モントリオールの国際民間航空機関 (ICAO) 本部で開催された。108カ国の政府代表、政府間機関・非政府機関、研究機関、産業界、原住民社会及び地域社会から300名を超える参加があり¹、表1に示した4つの議題²について議論し、それぞれ合意文書を採択し、閉会した。以下に会合結果を報告する。

1. アクセスと利益配分(ABS) クリアリング・ハウス

名古屋議定書第14条には、「条約第18条3に基づく情報交換の仕組みの一部として、この議定書により、『ABS クリアリング・ハウス』を設置する。このクリアリング・ハウスは、ABS に関する情報を共有する手段としての役割を果たす。特に、各締約国から提供されたこの議定書の実施に関連する情報について、利用の機会を提供する。」と規定されており、ABS クリアリング・ハウスへ提供される情報(必須情報、追加的情報)を列記するとともに、「ABS クリアリング・ハウスの運用方法は、その活動に関する報告書を含め、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第一回会合において検討し及び決定し、その後継続して見直す。」(第14条4)としている。クリアリング・ハウスには、各国のABSに関する立法上・行政上・政策上の措置、政府窓口・権限ある当局に関する情報とともに、事前の情報に基づく同意(PIC)を付与する決定の証拠や、相互に合意する条件(MAT)を設定したことの証拠としての許可証(またはそれに相当するもの)も登録されることになっており、クリアリング・ハウスで情報が利用可能になった時点で「国際的に認知された遵守証明書」とみなされることから、クリアリング・ハウスは名古屋議定書の実施において極めて重要な役割を果たす。

そこで、今回の ICNP-1 開催に先立つ 2011 年 4 月 11~14 日には、ICNP へのインプットを目的に、ABS クリアリング・ハウスに関する技術専門家会合がモントリオールで開催された。専門家会合では、カルタへナ議定書のバイオセーフティ・クリアリング・ハウスの経験を踏襲し、2 段階アプローチを取ることを前提に、パイロット・フェーズの作業を行うこと

¹ 我が国からは、杉中淳・外務省国際協力局地球環境課長を団長に、外務省、環境省、経済産業省((独)製品評価技術基盤機構、JBA(薮崎、炭田)を含む)、文部科学省、農林水産省から17名が参加した。

² 会合開催前に CBD 事務局は、4 議題に対する意見の提出を締約国等に要請した。提出された各締約国の意見概要を資料として本報告書文末に掲載したので参照されたい。

で合意していた。この2段階アプローチは、ICNP-1でも多数の加盟国から広く賛同が得られたが、パイロット・フェーズ実施にかかる設備及び人員面での予算の制約から、どのような規模で、いつ実施するか、どのようなデータを登録するか、情報の管理をどうするかに議論が集中した。特に、予算面では極めて厳しく、条約事務局は、ABSクリアリング・ハウス開発に充当可能なスタッフを内部で手当てできず、追加人員を要求していたが、条約の作業予算計画との関係から困難で、カルタへナ議定書のバイオセーフティ・クリアリング・ハウスの経験と支援を受けながら実施することとした。

最終的に、ABS クリアリング・ハウスに関して以下の 4 点を勧告として採択するとともに、パイロット・フェーズ実施のガイダンスを付けた。

- 1) 予算に応じて、ICNP で未解決の課題に対する共通の理解に到達することの重要性を認識しながら、利用者の声も考慮して要求に対応できる機能と活動に仕立て上げ、ABS クリアリング・ハウスを段階的に実施する。
- 2) ABS クリアリング・ハウスの第一段階はパイロット・フェーズと位置付け、事務局に、 予算の目途がつき次第、ICNP-1 後可及的速やかに、附属書に記したガイダンスに従って パイロット・フェーズを実施することを要請する。
- 3) 締約国、各国政府、その他援助者に対して、事務局がパイロット・フェーズをできるだ け早期に実施できるように、追加的な財政支援を依頼する。
- 4) 事務局に、(a)ABS クリアリング・ハウスのパイロット・フェーズの実施状況を、パイロット・フェーズの運用費用と維持を含め、ICNP-2 へ報告する、(b)パイロット・フェーズ期間中の経験も考慮し、ABS クリアリング・ハウスの運用方法案を ICNP-2 で採択できるように作成する、(c)ABS クリアリング・ハウスの開発においてパートナーや他のデータ提供者との協力の機会を検討する、ことを要請する。

なお、附属書では、ABS クリアリング・ハウスのパイロット・フェーズで登録すべきデータを3種類に分類しており、①名古屋議定書第14条2記載の必須情報、②第14条3記載の追加的情報、③あれば有用と思われるその他情報(立法措置に関する説明情報、チェックポイントに関する情報、能力構築の措置と活動、条約のABS措置データベースに収載の情報、ABS措置で生物多様性の保全・持続可能な利用・貧困撲滅等への貢献に関する条項、国際的に認知された遵守証明書に含まれる第3者移転の条件)としている。

2. 能力構築、能力開発

名古屋議定書第 22 条は 6 項にわたり「能力」について規定する。「締約国は、・・・この議定書を効果的に実施するため、既存の世界的、地域的、準地域的及び国内の機関及び組織を通じるなどにより、能力構築、能力開発並びに人的資源及び制度上の能力強化に協力する。・・・」(第 22 条 1)。その際には、開発途上締約国及び移行経済締約国の「条約の関連規定に基づく資金に対する必要性」(第 22 条 2)、「自国の能力の自己評価を通じ、国として

の能力構築の必要性及び優先事項を特定すべきである」(第 22 条 3)。また、「国レベル、地域レベル及び国際レベルで実施された能力の構築及び開発に関する情報は、ABS のための能力の構築及び開発に関する協働及び連携を促進するため、『ABS クリアリング・ハウス』に提供するべきである」(第 22 条 6)としている。なお、さらに、能力の構築及び開発についての主要分野、代表的措置が例示されている(第 22 条 4、5)。

事務局は、ICNP-1 開催に向けて、2010 年 12 月に開発途上国に対して、名古屋議定書の効果的な実施を達成するための自国の能力構築・開発に関するニーズの特定を依頼するとともに、締約国に対して途上国の能力構築・開発等を支援する措置についての意見を求めていた。また、ICNP-1 開会前の 6 月 4~5 日には、CBD 事務局が食料農業植物遺伝資源に関する国際条約(International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture: ITPGRFA)事務局と共同して、地球環境ファシリティ(Global Environment Facility、GEF)の財政支援を受け、ABS に関する能力構築に関するワークショップを開催した。なお、我が国政府は COP10 において途上国の ABS 分野の能力構築を支援するために、10 億円の基金提供を表明しており、GEF の下に「名古屋議定書実施基金(Nagoya Protocol Implementation Fund: NPIF)」が設置されている。

途上国のニーズに合致した能力構築・開発戦略が必要なことから、事務局は、作業文書で、 戦略的アプローチに含まれるべき要素を列挙するとともに、ICNPからの提案として、「事務 局長からのアンケートに基づき、戦略的アプローチの要素についての各国の意見提出」、「各 国意見を集約した報告書の作成」、「戦略的アプローチ策定のための専門家会合の開催」、「専 門家会合開催を支援するための締約国・関係機関等への呼びかけ」を挙げていた。

最終的に合意された勧告は、以下のとおりとなった。

- 1) 各国の個別ニーズ・優先度に基づき、名古屋議定書における能力構築・開発の戦略的枠組みを策定する。
- 2) 締約国、その他政府、国際機関、原住民社会及び地域社会、その他関係者は、個別ニーズ・優先度、戦略的枠組みの要素のついての見解・情報を事務局長に提出する。
- 3) 事務局長は、上記の見解・情報の提出を容易にするために、ICNP-1 の成果と能力構築ワークショップの結果を考慮して、締約国と協議しながら、アンケートの質問項目を作成する。
- 4) さらに、事務局長は、ICNP-2 での議論のために、上記の見解・情報を取りまとめる。
- 5) 先進国、国際機関、GEF、地域開発銀行、その他財政機関に対して、名古屋議定書の効果的な実施のための能力構築・開発を支援する資金提供を要請する。

3. 意識啓発

名古屋議定書第 21 条は、「各締約国は、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の重要性並びに関連するアクセスと利益配分問題について、意識啓発のための措置をとる」と規

定しており、さらに含めることができる当該措置として、原住民社会及び地域社会や利害関係者との協力、相談窓口の設置、教育訓練等を例示している。

事務局は、これまでの ABS 関連の意識啓発が CBD 全体の枠組みの中での取組であったことから、ABS に特化した国際レベルでの一貫的なアプローチ、すなわち「意識啓発案」を提案した。本意識啓発案では、議定書が発効すれば、2012 年の COP-MOP1 から 2016 年の COP-MOP3 までの 4 年間の活動として、①コミュニケーションの現状解析、②キーメッセージ、一連のコミュニケーション・プロダクツ、メディア戦略、③ABS コミュニケーション・ツールキット、④ワークショップの開催、の 4 つを優先活動に位置付けた。ICNP-1 では、事務局提案の妥当性、及び、本提案への意見を求め改訂版を COP-MOP1 へ提示・採択するか、会期間中に必要な追加作業を特定するかを議論した。

各国ごとに異なる意識啓発ニーズの把握、地域間での経験の共有、GEF 等による資金援助、能力構築やクリアリング・ハウスとの連携等の意見が表明され、最終的に以下のとおり合意された。なお、附属文書として、4 つの優先活動が、それぞれの活動の目的、期待される成果、指標、具体的活動、活動主体、時期、予算とともに付されている。

- 1) 締約国、その他政府、国際機関、原住民社会及び地域社会、その他関係者は、附属文書 にある意識啓発戦略の構成要素についての見解を事務局長に提出する。
- 2) 締約国、その他政府、国際機関、原住民社会及び地域社会、その他関係者は、更に、遺 伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の重要性、並びに関連するアクセスと利益配 分問題についての意識啓発に関する情報を、これまでの経験を含めて、事務局長に提出 する。
- 3) 事務局長に、ICNP-2 での検討のために、ICNP-1 で表明された意見、上記で提出された 見解・情報を考慮し、意識啓発戦略を改訂することを要請する。

4. 議定書の遵守促進、不遵守の事案に対処するための協力についての手続及びそのための制度的な仕組み

名古屋議定書第30条は、「この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、その第一回会合において、この議定書の規定を遵守することを促進し及び不遵守の事案に対処するための協力についての手続及びそのための制度的な仕組みを検討し、及び承認する。これらの手続及び仕組みには、適当な場合には、助言又は支援を行うための規定を含める。これらの手続及び仕組みは、条約第27条に基づく紛争解決のための手続及び制度とは別個のものであり、また、これらに影響を及ぼすものではない。」と規定する。本条はカルタへナ議定書第34条(遵守)と同じ条文であり、議定書の不遵守に関する紛争解決は条約第27条とは異なる手続き・仕組みの策定を求めている。カルタへナ議定書の場合、COP-MOP1で遵守委員会の設置を決定し、COP-MOP2でその規則・手続きを決定した。なお、カルタヘナ議定書では、第32条で条約との関係を規定し、「条約における議定書に関する規定は、

この議定書に別段の定めがある場合を除くほか、この議定書について適用する。」としているが、名古屋議定書には条約との関係に関する規定がない。国際法的には問題ないようであるが、曖昧さは残る。

名古屋議定書では、このように、議定書の遵守を促進し、不遵守の事案に対処するための手続き・仕組みについて、COP-MOP1で検討・承認することになっていることから、事務局はその作業文書で「遵守促進制度」の主要な要素を列挙し、他の環境条約との比較を行いながら、遵守委員会の設置を視野に入れた提案を行った。しかしながら、事務局作成の作業文書の記載をめぐって、今回最も紛糾した項目となった。即ち、作業文書(UNEP/CBD/ICNP/1/6)に、「国内法・規制要件の遵守(議定書第15・16条)、MAT(契約)の遵守(議定書第18条)は、議定書の遵守の文脈から除外される」との記載があったことから、アフリカグループを中心に中国等が疑義を表明し、議定書の不遵守はすべての条項の不遵守、国内法・規制要件の不遵守、MATの不遵守に及ぶべきと激しく主張した。事務局は、会議報告へこれら議論を記載することで片付けようとしたが、中国等は文書の修正を、さらに、エジプトは文書全体の削除を要求し、結局、事務局が文書に誤解を招く表現があったことを認め、修正文書(UNEP/CBD/ICNP/1/6/Rev.1)を発行することで決着した。しかし、この議論は尾を引き、最終日の閉会時に、エジプト代表と事務局長との間での発言の応酬があった。

最終的に、以下が採択されたが、次回 ICNP-2 でも議論が継続されそうな気配である。

- 1) 締約国、その他政府、国際機関、原住民社会及び地域社会、その他関係者は、議定書の 遵守促進と不遵守への対処に関する協力手続き・仕組みについての構成要素・オプショ ンに関する見解を提出する。
- 2) 事務局長は、上記意見の取りまとめを行うとともに、議定書の遵守促進と不遵守への対処に関する協力手続き・仕組み(案)を作成する。
- 3) 事務局長は、さらに、ICNP ビューローと相談のうえ、資金の手当て次第で、上記取り まとめについて検討する専門家会合を開催する。
- 4) 締約国、共同議長、事務局長は、議定書の遵守促進と不遵守への対処に関する協力手続き・仕組みについて、COP-MOP1で結論を出せるように最大限の努力を行う。
- 5) 締約国、その他政府、関連する国際機関に対して上記専門家会合開催の財政支援を要請する。

おわりに

このように、ICNP-1 は紆余曲折の末、何とか閉会した。共同議長は、議定書の条項に関する交渉は終了しており、これからは議定書の実施に向けた議論に軸足を移すべきであると何度も発言していたが、「創造的曖昧性(creative ambiguity)」の産物である名古屋議定書には、各国がいざ実施していくとなると課題も多く、今回の会合はそれぞれが探りを入れた

表1 名古屋議定書に関する政府間委員会*

- ・ 共同議長: Fernando Casas (Colombia)、Janet Lowe (New Zealand)**
- ・ ビューロー:

(アフリカ) David Hafashimana (Uganda)、Samuel Dieme (Senegal)

(アジア大洋州) M.F. Farooqui (India)、Leina Al-Awadhi (Kuwait) (GRULAC) Monica Rosell (Peru)、Anita James (Saint Lucia) (中東欧) Dubravka Stepic (Croatia)、Sergiy Gubar (Ukraine) (西欧その他) Benjamin Phillips (Australia)、Ines Verleye (Belgium)

ICNP-1(2011 年 6 月、モントリオール) -議題-

- 1) 「アクセスと利益配分クリアリング・ハウス」の運用方法(第 14 条 4)
- 2) 開発途上締約国における能力構築、能力開発並びに人的資源及び制度的能力の強化を支援するための措置(第22条)
- 3) 遺伝資源及び関連する伝統的知識の重要性、関連するアクセスと利益配分の問題についての意識啓発のための措置(第21条)
- 4) 議定書の遵守促進、不遵守の事案に対処するための協力についての手続及びそのための制度的な仕組み(第30条)

ICNP-2(2012 年 4 月、デリー)

-議題-

- 1) 議定書の効力発生後の 2 年間を対象とする 事業予算の策定
- 2) 資金供与の制度に関する指針の作成(第25条)
- 3) 議定書を実施するための資源動員に関する 指針の作成
- 4) 議定書の締約国の会合としての役割を果た す締約国会議の手続規則の検討(第 26 条 5)
- 5) 締約国の第一回会合のための暫定議題案の 作成(第26条6)
- 6) 地球規模の多国間利益配分の仕組みの必要性及び態様(第10条)
- 7) 必要に応じて、ICNP-1 での事項の継続審 議
- * COP10 決定 X/1 により、議定書の締約国の第一回会合に必要な準備を行うことを決定するために、「条約の遺伝資源へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書に関するオープンエンド特別政府間委員会」(Intergovernmental Committee on the Nagoya Protocol)が設置された。
- **COP10 決定では、Timothy Hodges 氏 (カナダ) が指名されていたが、カナダ政府内の事情により就任できず、「西欧その他」からの推薦を求め、Janet Lowe 氏が共同議長に選出された。

資料

(1) EU の意見

議題	意見
1) ABS クリアリング・ハウス	全般コメント:ABS-CH は、議定書の実施において法的な確実性、明確性及び透明性を高めることによって議定書の遵守を支える重要
(ABS-CH)の運用方法	なツールであるべきである。ABS-CH は遺伝資源(GR)に関連した伝統的知識(ATK)の諸問題も扱うべきである。原則は、"Form
	follows function."である。
	① ABS-CH の構造: ABS-CH は技術的には CBD-CH の一部をなすが、国により CBD-CH と ABS-CH では政府窓口と権限ある当
	局が異なることを考慮し、ABS-CH が独自の任務を有しそれ自身の構造を持つことも必要。ABS-CH の構造を、各国のノードと
	CBD 事務局ハブとの結合体とすることは可能。
	② ABS-CH の態様に関する MOP-1 決定草案の準備(ICNP-1 会合のアウトプット)
	ABS-CHの運営の態様とマンデート(第14条等がベースとなる)と共に、多年度作業計画もMOP1までに検討することが必要であ
	る。ABS-CH の運営の態様の策定に当たっては、以下の特徴を勘案する必要がある。
	ABS-CH 用の情報を作出する主体:国内窓口、権限ある当局、原住民社会及び地域社会を含む利害関係者等(バイオセーフティ・
	クリアリング・ハウス(B・CH)よりも多様)
	● 各国ノードと中央ポータル: 互換性が重要
	秘密情報をどう扱うか:B-CH とは異なる、後日具体的提案を提出
	情報の翻訳について定めるべきか:定型フォーム・公用語での情報と詳細原典へのリンク
	各国 ABS 制度、PIC 許可証またはそれに相当するものに関して、どんな情報を ABS-CH に通知すべきか:
	• B-CH の運営と態様のうち(ABS-CH にとって)役立つ部分の概観:ABS-CH の役割、特徴、活動報告、定期的見直し
2) 開発途上国における、能力	① 議定書の早期批准と実施を支えるために、加盟国は効果的な能力構築プロセスに参加し具体的な措置を実施すべき。そのために
構築、能力開発、人的資源及び	は、関連するすべてのセクターを国レベルで包括的に関与させることが必要である。
制度上の能力強化の支援措置	② ABS の仕組みを定めた法的拘束力のある文書としての植物遺伝資源条約(ITPGRFA)との協力が特に重要である。
	その国際的な ABS システムと能力構築活動の運営に関する専門知識と経験から、学べるものは多いであろう。ABS 能力構築の対
	象分野は以下を含む:政策・戦略、国内法、機関の整備、越境的問題、GRとATKへの価値の付加。
	③ 活動は次の2つの要素に取り組むべき:
	国内/域内の ABS 措置の策定: 既に何が存在するか? 何が必要か?(具体例を記述している)
	国内/域内の ABS 措置の実施: 政策を実施するために何をすべきか?既存制度の改良か、新規枠組みの策定か?(具体例)
	を記述している)
3) 遺伝資源及び関連する伝統	ABS の重要性に関する EU の意識向上措置について、以下の情報を共有したい:

97	

的知識の重要性を意識啓発す	① 欧州ジーンバンク総合システム(AEGIS)覚書の国内レベルでの実施のためのチェックリスト(ITPGRFA の標準 MTA の条件で配
るための措置	布される)
	② 技術専門家ワークショップ:「食料農業のための動物遺伝資源(AnGRFA)の特定のABS措置の必要性を模索して」の報告書は関連
	情報を掲載。
4) 議定書の遵守促進、不遵守	① 遵守の仕組みは多国間環境条約(MEA)の効果を確保する主要なツールであり、その MEA の性格に合わせて作るべきである。
の事案に対処するための手続	次の事項を検討すべき:
きと制度的仕組み	● 名古屋議定書の下での遵守の特殊性と必要性
	● 既存の遵守の仕組みと革新的な選択肢
	● 既存の遵守の仕組みから学んだ教訓
	● 遵守に関して他の条約の交渉から得た経験
	② EU は、政府間会合の作業を助けるため、事務局長に以下を提案する:
	● 遵守の側面から名古屋議定書を分析したペーパーを作成する
	既存の遵守の仕組みに関する情報を提供する(カルタヘナ議定書での作業経験を生かす)
	上記の分析情報を考慮に入れ、名古屋議定書の要求に応え得る選択肢についてまとめたペーパーを作成する。
	③ よく考え抜かれた遵守の仕組みは名古屋議定書の正しい実施を促進するための重要な要素である。この問題について真の進捗を
	達成するためには、ICNP1 にすべての関連情報をタイムリーに提供することが重要である。
5) その他	① セクター別及びセクター横断的な契約条項モデル、ABS 関連の指針と行動規範:
	以下が例として挙げられている:国際植物交換ネットワーク(IPEN)の行動規範、植物資源関連の ABS 原則;MOSAICC(微生物分野の
	行動規範);国際製薬協会連盟(IFPMA)会員のための ABS ガイドライン;ITPGRFA の標準 MTA(植物育種)。

(2) その他の締約国の意見

	1) ABS-CHM の運用方法	2) 能力構築等の支援措置	3) GR&ATK の意識啓発措置	4) 議定書の遵守促進の仕組み	5) その他
Argentina	•実際に動いている CITES が 良い調整メカニズムの例と考え られる	遺伝資源アクセスの標準的枠 組みに関する実施経験を共 有する	啓発キャンペーンの開発、普及、実施 ◆すべての関係者に対するトレーニング WS		既存の ABS 関連行動規範、 が小ライン、情報交換メカニズムの事例紹介。(自国の例)
Australia	自国のABSシステム(政策、法律	聿の運用等)の状況・経験を報告	• 解說	1	,
Burundi	●名古屋議定書を実施するに当 ●そのために、具体的な目標を	当たり、ABS 国内法、機関及び人 上げ、それに必要な予算の見積	的能力構築が必要だ りをしている。具体的な目標:①	が、ABS のための国内法はまた 国の ABS 戦略を明らかにする、 えた問題、⑦開発戦略の設定、	②ABS 国内法と行政手続の実
China	 ABS-CHを効果的に利用するために、途上国の能力ギャップを認識する 試用期間を設け、後に実績評価をする 	良)/ABS-CHM を活用する	て各国の意識啓発の活動を 推進することを提案する •CBD事務局長に、GEFにそ のためのファント・を求めること		

³ 南米南部共同市場:加盟国はアルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ (準加盟国はコロンビア、エクアドル、ペルー、ボリビア、チリ)

通じて)

4.CBD、ABSを扱うスタッフへの支援を広げる。特に、関連国際会議への参加。

	1) ABS-CHM の運用方法	2) 能力構築等の支援措置	3) GR&ATK の意識啓発措置	4) 議定書の遵守促進の仕組み	5) その他
Ecuador	CBD 及びかりへす議定書の CHM 用にデザインされたコンピュータープ・ロトコルを使う 関連する条約/協定や国際 及び小地域情報イニシアティブ との情報共有や運用の調和を確保する	・能力構築、能力開発のために地域プロジェクトを起こすための新しい資金源を特定する・協定/協約の適切な策定と、持続的でタイムリーな技術移転・経験の共有:民間団体や関連する研究所を巻き込んだ情報ネットワークとの協定	●様々なレベル、対象者のための視聴覚・マルチメディア・教育材料の開発 ●情報キャンペーンの創設:意志決定者や政策立案者のためのワーケショップを開催する	●議定書実施を促進するために、各国で地域実施プロジェクトを立ち上げる ●名古屋議定書の ABS-CHMとリンクして、国・地域・小地域情報管理及び国際情報管理を発展させる ●ニーズを特定するための情報(分析)を収集し、ニーズに対応した地域ワークショップを開催する	自国の能力構築のためのニースで、サブミッションペーパー2頁の半分を裂いて、述べている(①能力構築、②人材の能力開発・強化、③機関の能力)
Guinea	2.議定書実施に関する活動促進管・意識啓発ラウンドデーブル等の • ABS に関する既存情報の収	 により署名という最初の段階がり 進を目指し、ABS制度運用のたと)サービスに支払う資金の配分)	めの基本的で具体的な条件を作	り出す。(コンピューター及び消耗品の	の供給、インターネット接続・情報保

3.議定書実施に向けてしっかりとした国家体制をとるために、ABS 問題を扱うスタッフの専門能力を高める(生物多様性マネージメント、特に ABS の特別トレーニングを

	1) ABS-CHM の運用方法	2) 能力構築等の支援措置	3) GR&ATK の意識啓発措置	4) 議定書の遵守促進の仕組み	5) その他
India	1) ABS-CHM の運用方法			2) 能力構築等の支援措置	BCH に関するインドの経験
	♪バイオセイフティ CH がお手本(f	旦し欠点は強力なユーザーインターフェ	ェースが欠如していること)	考慮すべきいくつかの側面:	を述べている
	► ABS-CH の重要な側面は A	BS の法的・行政・政策措置に関	する情報が明確であることであ	◆ABS-CH のための専従技術	
		要がある重要な側面を次に挙げる		ない見の悪能なせずくない	
	●CH が効果的な機能を果たす	ためには、多くの検索オプションを	するユーザーフレントリーなインター	●締約国の要望に基づく能力 構築、情報共有、知識育成	
	フェースやツールキットが重要である			活動	
	•各国は法律文書提出のみな	らず、適用規則やフォームの書き	方、アクセス当局、スケジュールなど	●法律、政策、データ報告に関	
	様々なステップの説明も必要			して、各国間での優良事例	
		してのアクセス措置を明確に特定で		の共有促進	
		置の正確な翻訳を利用することが	ぶできるようにするために、要件	●行政官、民間部門を対象と	
	に関する言語に対処する必要	そかめる あることよりも、より能動的な役割を	た用た十二しができてかじるかた。	した特別セミナー、的を絞っ	
		のることよりも、より能動的がよ役割で 上ば、締約国の特許庁が特許申記		たいーニング	
		マテムが ABS-CH に組み込まれる		●能力強化や見解の共有の ための電子討論フォーラム	
		察的な価値を持つ唯一のものと		経験をレビューするための定期	
	る。より詳細な評価をする当該	核特許庁の責任を、決して希薄化	けべきではない。	的な会合	
		るためには十分な予算と資金源		17521	
		ロのネットワーク情報センターを徹底的に			
Mexico	下記の措置を提案する:		トメキシコは、議定書促進に関		
		• TK がパフリックドメインにある場			
	●研究企業に名古屋議定書と	合、PIC をとるべきか ●利益配分のために、そのよ	ともに、原住民の能力構築のために、新しくかの大きな		
	てい息味するところを知らし める	● 利益配分のために、そのような TK の起源をどのように			
	●原住民社会及び地域社会		→開発の主たる利害関係者		
	におけるトレーニングと情報の	●すべての原住民社会及び			
	伝播	地域社会のための共通 BS			
	" "	基金について考えることは			
		適切か	らの関連する知識へのアクセ		
		●ATK が利用される場合の			
		PIC において、原住民コンサル			
		テーションの結果に基づいて			
		条件を設定するべきか、また、日に条件なす。マの原			
		た、同じ条件をすべての原 住民社会に適用するのか	スというような分野で、彼らは 主たるアクターとなることができ		
		●アクセス許可のための最低条			
		♥ノクヒヘ計り♡ため♡収取似余	る		

件の設定に関連して、研究 ▶ メキシコは小地域あるいは地	
及び非商業目的のアクセス 方でのWSを考えている。そ	
は、利用変更される場合、れにより、原住民は必要な	
利益配分を義務とする利用 契約の交渉(特に利益配分	
条項の変更と同様に考慮さ のための MAT)に参加する	
れるべきだ ことになろう	
→ 研究を促進・育成するため	
の状況を生み出すために、	
議定書第8条は遺伝資源に	
基づく研究を促進・奨励す	
る状況を創出する義務(アクセ	
スを容易にする)を規定して	
いる。そこで、	
●アクセス容易化はアクセス時の	
MAT 設定に拘束力のある	
義務を規定すべきでない	
●これは、目的変更に関する	
権限ある当局に通知する義	
務を設定する必要性とバラン	
スをとるべきだ	
▶ メキシコは州レベルで議定書	
を実施するために機関の能	
力をレビューする必要がある。	
また、国内で下記事項を熟	
慮する必要がある:	
1.新しい機関を設置するの	
カュ	
2. 認証に関する遵守をどの	
ように成し遂げるのか	
3.この認証を発行するには	
何が必要か	
4. ABS-CH はどのように機能	
するか	
5. PIC と MAT に関する権限	
ある当局/機関はどこか	

	1) ABS-CHM の運用方法	2) 能力構築等の支援措置	3) GR&ATK の意識啓発措置	4) 議定書の遵守促進の仕組み	5) その他				
Morocco	,	ABS に必要な能力構築の特定)	,	,	,				
	1. ABS 国内法・規定の制定、		:ズムの設計、 3. GR&TK の	証価 日急佐武 エーカルカ					
		市場情報(分野特有の産物及び							
	4. GK、IK、1/ハーションと頂打、 5. 国内 ABS 情報システムの創影			云时、胜角的計画》7天旭					
				マムー・ダン名をがしょうしょう。	マナス世界が字歩子スために				
	7. 遺伝資源へのアクセスと利益配分、地域社会及び他の利害関係者の契約や BS 条件を交渉する能力、紛争解決メカニズム、を規定する措置を実施するために、 注集文書な過じたす。デスの14 プロスキンはる人は4の評価								
	法律文書を通じたすべてのレベルにおける人材の評価 8. 地域社会の能力を開発し、強化する。それにより、地域社会は、意思決定プロセス、政策策定と適用に参加でき、GR 産物の維持、管理、創生を確保し、TK 及								
		・慣行から利益を得ることができる		週份に参加てる、UK 産物の飛	寸、自生、別土で催休し、「K 久				
	9. 資源アクセス及び契約を扱うた。			ベルでのすべての利害関係者にア	ルーカフトを数本と音談政器				
	11. 国内規制機関と手続きの間		10. 地域社会、地域•国•地力//	、ル しのフリ・ト しのが 音関係者 にん	オールへした教育と思明合光				
Nigeria	i) プロセスを管理するために、		- 港仁迩酒の環接しの・女化	• 遵守プログラムに関する意識	<u> </u>				
Nigeria	ABS-CH の窓口を指定		的・社会的・経済的評価の						
		ず、各国の異なる状況・ニー		職成と教育様々な領域でのチェックポイント					
	のためのウェブサ仆の創設		●利益を生みだすために、遺						
	iii) 運営のための資金へのアク			● 効果的な ABS 法の策定と					
		なイニシアティブにおけるシナジ		● 郊木町は ABS 伝の泉足と 議定書署名の促進					
	iv) 透明性、非排他性、衡平	1		●情報の共有・デザイン・透明					
	性の原理に基づく運営		で、共同体及び他の利害関						
	v) ABS-CH を通じて、他国		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	●説明責任を促進するために					
		●持続的な資源管理から得ら		情報の報告と開示					
	るための中央データベースを			●利用者・提供者間の協力と					
	持つ設備	●資源管理に関する教育キット	科学研究に、関係する利害						
	vi) 議定書実施のために		関係者を参加させる	● 違反の場合、司法への容易					
	CBDを促進するための情		●トレーニング、ワークショップ、会合						
	報へのアクセス規定	政策への統合	の促進	(4) / (7)					
	vii)専門家リストに関する情報、	●トレーニング WS、トレーナーの訓	,						
	各国窓口・権限ある当局	練、プログラム交換、学習旅行	資源特性の導入						
	に関する情報への容易な	●TK・イノベーション・慣行が付加	東MNN IIVンサン						
	アクセス	した遺伝資源を評価し、目							
	viii) COP によって指示された	録を作成し、モニターするため							
	他の機能の実行	の原住民社会及び地域社							
	ix)マルチセクター、学際的なパート								
	ナーのネットワーク開発の促進	●視聴覚・マルチメディア・教育材							
	x) 幅広い国々とのコンサルテー	料の開発							
	ションを取り込むための定	11.50000							
	期的なレビューの実施								

	1) ABS-CHM の運用方法	2) 能力構築等の支援措置	3) GR&ATK の意識啓発措置	4) 議定書の遵守促進の仕組み	5) その他	
Samoa	1)ABS-CHM の連用力法	4) 能力構築等の又接信息 能力構築に関するサモアのニー Ž: • ABS 議定書実施のための 技術トレーニング • ABS 議定書の定期的モニタリング及び評価 (追跡) • ABS 議定書実施の国内システムの設置	5) その他 今次会合では次の課題を取り。 •国、地域プログラム実施のためい。 トレーニング、ワークショップや研修(・ ・提案開発のためのアクセス資金 ・共同体、民間部門、政府の参 ・被援助国の CH を支援するた。 ・既存の枠組みに組み込むたい 既存の枠組みに組み込むたい 既存の行政組織の強化 ・技術的援助のための科学界と ・CITES のような他の多国間環 開発の支援 今次会合議題の課題に従って、	上げて欲しい: こ CHM 運用資金へどのようにア: 長期&短期)を通じたプログラム(国:、及び設備の提供 加 こめに、国内・地域におけるネットワ	クセスするのか明確な視点 国や地域)の理解 一クの設置 よ、提供者と利害関係者を含む 通じた、国レベルでの追跡システム る:	
			必要だ。 2. サモアは、政府が研究のための 認を支持する	の遺伝資源へのアクセスの受益者と		
Sri Lanka	 締約国による ABS-CH センター窓口の利用 郵便、FAX、イーメール、CD-ROM による情報の非インターネ外送付 各国の窓口によるセンター窓口への情報送付 	企画 ・途上国の能力構築ニーズに	の企画 •情報を広げるための電子形式による遠隔教育プログラムの			
Switzerland	rland 4) その他(議定書実施を支援するための情報) • スイスは以下に挙げるが (パラインやモデル条項を支援してきた。 1. ABS 管理ソール (ABS 実施のための優良事例基準とハントブック)、2. 遺伝資源に関する学術研究の優良事例、3. 非商業研究のための ABS に関する協定(モデル条項を含む分野特異的アプローチ) • ABS に関する上記が (パラインや他のが (パライン・行動規範が、MAT のための分野別及び分野横断的モデル契約条項と同様に、名古屋議定書の実施を成功させるための需要な役割を果たすであろうと確信する					

	1) ABS-CHM の運用方法	2) 能力構築等の支援措置	3) GR&ATK の意識啓発措置	4) 議定書の遵守促進の仕組み	5) その他				
Thailand	,	2) 能力構楽寺の又張相直 	/	4) 議正書の提寸促進の仁組み	つ) ての他				
Inaliand	2)	コロ座職化音夫心にヨだりが四	- 必安は能力情栄/						
	1. / ーグへーへ開発の能力 a タイ国における遺伝資源とその利用状況の評価と、そのデータベースの開発								
	b 遺伝資源に関連する TK とその利用に関する状況の評価と、そのデータベースの開発								
	2.遺伝資源の保全と利用に関する研究・開発の能力								
	2.退伍資源の保筆と利用に関する研究・開発の能力 a 遺伝資源の分類学、探索、収集、 b 持続可能な開発を促進するためにポテンシャルのある生物資源の保全と再生								
	c遺伝資源利用のための付加) 0 /C=2/(=1///++///2/0/0==1//	ANN MICH					
	3. 機関の能力構築								
	a ABSの政策、法律、規制の	策定 b 名古屋議定書実施	iの基準と手順の策定 c AI	SS における市民参加を支援する	がイドラインやメカニズムの開発				
	4.人材の強化		terry the seller of territ	No. 2 in the Control of the Control					
		金、議定書の遵守、紛争解決の指							
Torre		の交渉スキル、e遺伝資源とTK ●国内ABS管理組織の構築		/)評価 ●地域、サブ地域の諮問メカニズ	ABS 問題を解決するための				
Togo	7 - 1	●国内ABS官理組織の構築 ●研究における人材のトレーニン	· - · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	→地域、リノ地域の韶同バルーへムを構築、運営し、能力構築					
	続を可能にする	が	等々)、情報キットの準備が最		項:				
	• CH 管理者のためのトレーニン	●適切な物的資源の提供	優先されるものだと考える	させる	● 関与するアクターのための、情				
	グWS 開催	●適切な研究プログラム実施の		●2国間、多国間の技術パートナ					
		支援		ーによって、より効果的で、さ	ラムの作成と実施				
		●2 国間、多国間共同プログラム			● 国内 ABS 政策のためのガイ				
		の開発		途上国に提供されるべき	トライン、立法・行政システム、ア				
		●機関能力の強化		• CBD 事務局は ABS 関連問	クセスと利益配分システム、市民				
		●すべてのレベル(政策立案		題を各国で処理するため	参加のメカニズムと情報共有を				
		者、利用者、TK の所有者、 一般人等々)での意識啓		に、地域専門家を置くべき だ	明確にするための国内枠組み作り				
		発、参加及び教育		/2	・行政組織と関連する能力構				
					築の実施				
					● 異なる ABS トピックでの様々				
					なアクターのトレーニング				
					●国家遺伝資源マップの作成				
					• ABS-CHM にリンクする情報				
					システムの創設				
					●技術移転を含む科学・技術				
					研究の発展(近代バイオテクノロジーを含む)				
					ログーを召むり				

	1) ABS-CHM の運用方法	2) 能力構築等の支援措置	3) GR&ATK の意識啓発措置	4) 議定書の遵守促進の仕組み	5) その他			
Uganda	ウガンダに必要な ABS 能力のリ	/ NEV = 110011 0 10 41111111111	A section to lead to the first	,	, (
- <i>O</i>	a 遺伝資源·生物資源·関連派							
	b 遺伝資源と伝統的なイノベーシ	b 遺伝資源と伝統的なイノベーションに関連する TK の評価と文書化						
	c ABS に関する合法的契約の交渉							
	d 仲裁、紛争解決							
	e 国境をまたぐ GR&ATK の場	場合の多国間ファンドの管理						
	f 情報交換とABS-CHM							
	g 生物探査/それに伴う研究方		ア眼-トッハ新兴元先い事仁次派	の日紀/佐代/文書/1/				
	i 遺伝資源及び派生物の追跡	資源の保全と持続可能な利用、// ボレニーークリング	二) りつが領子が先と退仏質派	7日球作成(人青化				
		ドニュッシック ドするイノベーション、発明に関するタ	知的財産機問題					
Vietnam) 是四頁//// () //	2) 能力構築等の支援措置	八日 1六1/王 田 日 区					
, 100110111		,	EREZ A SAL TEN - VA PL					
		能力構築の観点からべけるの[(1) 国内法的枠組みの構築	医紫のニースを下記に挙げた:					
		(1) 国内伝的作組みの情楽 (2)全てのレベルで、機関の能力	構筑					
		・ ABS&TK の管理	10000000000000000000000000000000000000					
		契約交渉						
		・国家資源証明システムの運営						
		・モニタリング、施行規則と「グリー	ン税」					
			寺続可能な採取と生物探査、国					
		際研究機関との交流						
		・生物探査の金銭的及び非金	金銭的利益の評価					
		(3) ABS 広報活動の強化	関する実際的な成功モデルの学					
		国及い国際バルでのABS に 習	関9の美原的な成めて/1007子					
Japan		· · ·	日本が国内で実施してきた					
заран			活動を報告:ボン・ガイトライン					
		修:バイオインダストリーのグループト						
		レーニングコース)を報告:	伝資源へのアクセス手引」開発					
			と普及/遺伝資源提供国との					
			2国間WS開催/CBDや遺伝					
			資源提供国の情報等をウェブ					
			で発信/遺伝資源利用者の					
			ための相談窓口開設・対応					